

令和3年6月1日（火）

令和3年度第1回地域包括ケア検討会議 資料1-3

## 日進市地域ケア会議設置要綱

平成27年 4月 9日  
要綱第 65号

### （設置）

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の48に基づき、法第115条の45第2項第3号に掲げる事業の効果的な実施のために、関係機関との連絡調整を行う日進市地域ケア会議（以下「地域ケア会議」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 地域ケア会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）高齢者の課題解決及び個別支援を的確に実施するため、多職種が共同して個別ケースの支援内容を検討すること。
- （2）地域の在宅介護に関する情報交換及び検討を行うとともに、高齢者の実態把握や課題解決のための地域支援ネットワークの構築をすすめること。
- （3）地域課題の把握及び課題検討に関すること。

### （組織）

第3条 地域ケア会議は、要支援高齢者を支援する関係機関等の代表者による地域包括ケア検討会議及び実務者で構成される個別地域ケア会議で構成する。

### （地域包括ケア検討会議）

第4条 地域包括ケア検討会議は、委員20名以内で組織し、次に掲げる関係機関を代表する者のうちから市長が委嘱する。

- （1）保健医療機関等の関係者
- （2）学識経験を有する者
- （3）地域住民組織の関係者
- （4）民生・児童委員の代表者
- （5）社会福祉協議会の職員
- （6）福祉・介護関係機関の職員
- （7）行政関係機関の職員
- （8）その他市長が必要と認めた者

2 委員の任期は3年以内とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 地域包括ケア検討会議は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求めることができる。

4 会長は委員の互選により定め、会務を総理する。また、会長は副会長を指名し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

- 5 地域包括ケア検討会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 6 委員に対する謝礼は、報償金として予算の範囲内で支給する。

(個別地域ケア会議)

第5条 個別地域ケア会議は、個別事例にかかわる地域の次に掲げる団体・機関等の関係者のうち、会議の開催趣旨等に照らし必要と認めた者を構成員とする。

- (1) 介護支援専門員
- (2) 保健医療機関等の代表者
- (3) 民生・児童委員
- (4) 地区住民組織の関係者
- (5) その他

(秘密の保持)

第6条 地域ケア会議の構成員は、法令等の定めがある場合及び緊急時等本人の利益保護が優先される場合を除き、会議の中で知り得た特定の個人に関する情報を漏らしてはならない。構成員を退いた後も同様とする。

- 2 地域ケア会議の出席者は、地域ケア会議において、個別ケースの支援内容の検討等により特定の個人に関する情報や特定の個人を識別することができる情報等を取り扱う場合は、前項に関する事項を確認した上で、会議開始前に個人情報保護誓約書(第1号様式)に必要事項を記載し、市長に提出しなければならない。

(庶務)

第7条 地域包括ケア検討会議の庶務は健康福祉部地域福祉課において処理し、個別地域ケア会議の庶務は個別事例を担当する地域包括支援センターにおいて処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月9日から施行する。  
(日進市高齢者地域ケア会議運営要綱等の廃止)
- 2 日進市高齢者地域ケア会議運営要綱(平成14年日進市要綱第74号)及び日進市地域支え合い体制づくり検討委員会設置要綱(平成23年日進市要綱第33号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年2月19日から施行する。